

●鳥獣保護区の存続期間の更新

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和8年7月30日

香川県知事 池田 豊人

1 名称

弥勒（みろく）鳥獣保護区

2 区域

さぬき市大川町地内の市道羽鹿線と主要地方道高松長尾大内線との交点を起点とし、同所から主要地方道高松長尾大内線を南東に進み市道鹿庭弥勒線との交点に至り、同所から市道鹿庭弥勒線を南に進みみろく自然公園サッカー場南側駐車場北東端に至り、同所からみろく自然公園サッカー場南側駐車場に沿って南に進みみろく自然公園サッカー場南側駐車場南東端に至り、同所から稜線を西に進み四国電力株式会社鉄塔に至り、同所から市道羽鹿弥勒線と遊歩道との交点（ふじ園北側）に向かって直線に進み市道羽鹿弥勒線と遊歩道との交点に至り、同所から市道羽鹿弥勒線を北西に進み市道羽鹿線との交点に至り、同所から市道羽鹿線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域並びにさぬき市大川町富田中3518—4、3519—1、3519—2、3519—3及び3237—2の各地番の区域

3 存続期間

令和8年11月15日から令和18年11月14日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、東さぬき自然休養村「みろく自然公園」として昭和54年に開設、弥勒（みろく）池を中心とした敷地内に、野球場、サッカー場、テニスコート、キャンプ場、ログハウス、フィールドアスレチック、花木園、宿泊研修施設等が整備されており、年間を通じて多くの利用者がある。

区域内には小鳥類が数多く生息しており、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人々が、身近な自然に親しみながら楽しめる場所であることから、鳥獣保護区に指定し、その保全を図る。

(3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。